

平和カレンダーの絵

メッセージを募集

市では毎年、平和への願いを込めて小学生が描いた絵と、小学生と市民のメッセージを掲載した「平和カレンダー」を作成しています。みなさんのご応募をお待ちしています。

☎企画経営課 ☎内線2115



平和をテーマにした絵

B4判の用紙に横長で、平和について自由に描いてください(文字は入れないこと)。
人市内在住の小学生(グループでの作成も可)
申9月8日(水)までに、市立小学校の児童は学校へ、そのほかの学校へ通う児童は直接または郵送(11面参照)で「〒181-8555企画経営課」(市役所第二庁舎1階)へ
※応募者全員に完成した平和カレンダーを、入選者には記念品を差し上げます。
※11月ごろに開催する「平和の絵展」で応募作品を展示(学年・クラス・氏名を表示)します(応募多数の場合は入賞作のみの展示になることがあります)。

平和へのメッセージ

8月15日(日)の戦没者追悼式並びに平和祈念式典、平和展などの会場に備え付けたアンケート用紙に、平和への思いを自由にお書きください(郵送も可)。平和の絵を応募する児童は、絵と一緒に提出してください。
※入賞者には記念品を差し上げます。

平和展 長崎原爆資料館 所蔵写真パネル展

日8月6日(金)～15日(日)午前9時～午後4時30分
(7日(土)・8日(日)・14日(土)は休み)

所市役所1階市民ホール

長崎の被爆中心地付近で撮影された当時の写真を通じて、被爆者の心の叫び、戦争の悲惨さが今も鮮明に伝わってきます。開催期間中は三鷹市被爆者の会の協力により、展示パネルの説明をお聞きいただけます。

提供／長崎原爆資料館



黙とうにご協力を

☎企画経営課 ☎内線2115

防災無線により、恒久平和を祈る1分間の黙とうを行います。ご家庭や職場でのご協力をお願いします。

- 日①広島原爆の日＝8月6日(金)午前8時15分
②長崎原爆の日＝8月9日(月)午前11時2分
③終戦記念日＝8月15日(日)正午



平和ビデオ・平和関連パネルを貸出中

市では平和関連のパネルやビデオを貸し出ししています。時とともに薄れつつある戦争の記憶を、自分たちの住むまちの出来事として語り継ぎ、平和の尊さについて考えてみませんか。パネルの詳細についてはお問い合わせください。

◆平和ビデオ「そして60年 三鷹のまちは戦場だった」(約20分、VHS)

市内に残る戦跡の紹介／戦争体験者へのインタビュー ほか

☎☎企画経営課 ☎2115

心身障がい者福祉手当など

受給資格の確認と申請を

毎年8月は、手当などの更新月です。前年の所得が一定の基準を超えたり、施設入所などで受給資格がなくなった方でも、再び所得が基準内になったり施設を退所した場合は、再度申請手続きをすれば手当を受けることができます。

各種手当の受給資格や申請手続きの時期などをお問い合わせのうえ、忘れずに申請してください。

※手当は申請した月(一部手当については翌月)分からの支給となります。

※重度心身障害者手当と特別障がい手当は、65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

☎☎地域福祉課 ☎内線2618へ

手当の種類	対象者
特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1級、2級、愛の手帳1度、2度程度の障がいが二つ以上重複するか、これと同等以上の障がいの方
障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方
重度心身障害者手当(都)	常時複雑な介護を要する最重度の心身障がい者
特別障がい手当(都)	20歳以上の身体障害者手帳1級、2級、愛の手帳1度～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方
一般障がい手当(市)	身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1度～4度の方
特定疾患(難病)手当(市)	三鷹市が指定する特定疾患(難病)の方

みたか平和のつどい・平和アニメ上映会



「NAGASAKI1945 ～アンゼラスの鐘～」

日8月15日(日)午後1時20分～2時40分
(1時開場)

所三鷹市公会堂

申当日会場へ

長崎に落とされた原爆によって人々は一瞬にして焼かれ、浦上天主堂のアンゼラスの鐘も壊れた建物の中に埋もれてしまいました。被爆した人々を治療するために生きた実在の人物、秋月医師のお話。

あなたが折った千羽鶴をご提供ください

仙川公園、戦没者追悼式並びに平和祈念式典で献呈する千羽鶴をご提供ください。

折り鶴は一つ一つすべて糸などでつなげて掛けることができる状態にしてください。差し支えなければ名札もお付けください。

☎8月13日(金)までに企画経営課 ☎内線2115へ



原子爆弾被爆者の方へ

見舞金を支給します

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に定める被爆者健康手帳(ピンク色の手帳)の交付を受けている方で、今年1月1日～8月15日に引き続き三鷹市に居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録をされている方に、見舞金(12,000円)を支給します。

対象になると思われる方には、8月15日(日)に行われる「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」のご案内と併せて、申請書類をお送りしています。

☎8月16日(月)～31日(火)に申請書を直接または郵送で「〒181-8555地域福祉課地域福祉係」(市役所2階22番窓口)へ

☎同課 ☎内線2613

戦没者等のご遺族のみなさんへ

第九回特別弔慰金支給のご案内

特別弔慰金は、先の大戦で亡くなられた戦没者の遺族に対し、改めて弔慰を表すために支給されるものです。

平成17年4月1日～平成21年3月31日に、公務扶助料などを受けていた方が死亡されたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料などの受給者がいない場合に、第九回特別弔慰金(額面24万円、6年償還の記名国債)が支給されます。請求期限は平成24年4月2日です。

☎☎地域福祉課(市役所2階22番窓口) ☎内線2613へ

◆協力団体(順不同・敬称略)

三鷹市遺族会、憲法を記念する三鷹市民の会、各住民協議会、三鷹市被爆者の会、中国帰国者の会三鷹支部、世界連邦運動協会三鷹支部、財三鷹国際交流協会、三鷹市の福祉をすすめる女性の会、三鷹市公立学校PTA連合会、三鷹市消費者団体連絡会、三鷹市女性問題懇談会、三鷹市赤十字奉仕団、三鷹市合唱連盟、東京三鷹ライオンズクラブ、東京三鷹ロータリークラブ、東京井の頭ロータリークラブ、三鷹青年会議所

特別障害者手当などの 現況届提出のお願い

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給されている方に現況届を郵送します。必要事項を記入し押印のうえ提出してください。提出期間中に届け出がない場合は、8月分以降の手当はいったん支給停止になります。

☎8月11日(水)～9月10日(金)(必着)に、現況届と添付書類(必要な方のみ)を直接または郵送で「〒181-8555地域福祉課障がい者福祉係」(市役所1階14番窓口)へ

☎同課 ☎内線2619